

平成23年9月5日(月曜日)午前9時 開議

1 出席議員及び欠席議員

出席議員(13名)

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 墳 理 君	6 番	富 田 栄 次 君
7 番	吉 野 誠 君	8 番	木 村 千 秋 君
9 番	栗 田 利 朗 君	10 番	広 瀬 文 典 君
11 番	丹 羽 豊 次 君	12 番	小 林 敏 美 君
13 番	衣 斐 弘 修 君		

欠席議員(なし)

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君	企画調整課長	早 野 博 文 君
税 務 課 長	高 木 一 幸 君	健康福祉課長	中 村 繁 範 君
住 民 課 長	桐 山 浩 治 君	建 設 課 長	小 川 孝 夫 君
産 業 課 長	栗 本 純 治 君	上下水道課長	中 島 健 司 君
会計管理者兼 会 計 課 長	三 浦 高 雄 君	消 防 主 任	吉 田 守 男 君
教 育 課 長	渡 辺 眞 悟 君	学 校 教 育 課 長	乾 豊 君
生涯学習課長	多 賀 清 隆 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	木 下 誠 司	書 記	青 木 隆 一
書 記	藤 塚 怜 奈		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 報告第5号 平成22年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第3 議 第38号 平成22年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

日程第4 議 第39号 垂井町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について

議 第40号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について

- 議第41号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正について
- 議第42号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 議第43号 垂井町町営住宅条例の一部改正について
- 議第44号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について
- 議第45号 平成23年度垂井町一般会計補正予算（第2号）
- 議第46号 平成23年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時 01 分 開会

議長（広瀬文典君） これより平成23年第 4 回垂井町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から22日までの18日間といたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしました案のとおりでありますので、御了承願います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第99条の規定により、11番 丹羽豊次君、12番 小林敏美君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

#### 日程第 1 諸般の報告

議長（広瀬文典君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情 3 件及び監査結果の報告がありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

#### 日程第 2 報告第 5 号 平成22年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議長（広瀬文典君） 日程第 2、報告第 5 号 平成22年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） おはようございます。

それでは、報告第 5 号 平成22年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について提案理由を御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第22条第 1 項の規定により、監査委員の審査意見をつけて議会に報告するものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） おはようございます。

それでは、私の方から報告第5号 平成22年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての補足説明をさせていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律でございます。これより財政健全化法と申し上げますが、地方公共団体の財政の健全性に関する指標の公表がこの法律により義務づけられました。この指標によりまして、それぞれ地方自治体の財政が健全か否かを判断する指標でございますが、この数値の結果によりまして、健全性が保たれていない自治体におきましては財政上の措置を講じられているところでございます。

財政健全化法第3条第1項に定められた健全化判断比率、それから第22条第1項に定められた資金不足比率を報告するものでございますが、本日、附属の資料といたしまして、算式の方法、それからどの会計にそれぞれ及ぶのかといったものを附属の資料としてお配りをさせていただいております。あわせてごらんをいただきたいと存じます。

それでは、早速補足説明をさせていただきます。

まず最初でございますが、垂井町の健全化判断比率でございます。

報告書をごらんになっていただきますと、対象となる項目につきましては、実質赤字比率、それから連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4項目から成っております、その右側に参考といたしまして垂井町の基準を掲げております。これにつきましては、早期健全化基準、それから財政再生基準の二つになっておりますが、それぞれの数値につきましては垂井町の財政規模から算出されておるものでございます。したがって、これらの数値を超える財政となった場合には、先ほど申し上げましたような財政上の措置が出てくるというものでございます。そういったことから、この参考の指標については、そういった判断基準のもとになるということでございますので、よろしくお願いをいたします。

それでは順次説明させていただきますが、実質赤字比率でございます。

これにつきましては、少しちょっと会計区分のイメージを見ていただきますと、こちらは普通会計とっております会計でございます。こちらには一般会計と不破郡障害者自立支援認定審査会の特別会計が対象となっておりますものでございます。こちらにつきましては、これらの会計を対象とした実質赤字が標準税率で算定いたしました税収入に地方道路譲与税などの税外収入と地方交付税を加えた額、いわゆるこれを標準財政規模と行政用語では申しておるわけでございますが、その標準財政規模に対する赤字がどれほどあるかといった比率を求めるわけでございます、いわゆるそれぞれ会計ごとの黒字か赤字かを判断する指標でございますが、御存じのように垂井町の一般会計、それから不破郡障害者自立支援認定審査会につきましては、きょうお配りしてございます決算書、あるいは決算資料にも出てまいりますけれども、黒字でございます、したがって、赤字ではないといったことから指標としてあわせないということで、この健全化判断比率につきましてはバー表示とさせていただいておりますのでござい

す。

続きまして、連結実質赤字比率でございます。

こちら、この会計区分イメージをごらんになっていただきたいと思います。こちらにつきましては、普通会計、それから公営企業会計の部分まで及ぶ指標でございます。垂井町で管理しております会計全体を対象にしたものでございます。これらの実質赤字の標準財政規模に対する比率がどうであるかということでございます。当町におきましては、すべての会計におきまして赤字はございません。したがって、こちら先ほどの実質赤字比率と同じように赤字の指標として出すことができませんので、これにつきましてもバー表示とさせていただきます。

続きまして、実質公債費比率でございます。こちらにつきましては、垂井町の会計のほか垂井町が加盟をしておりますそれぞれの組合等も対象になってくるものでございます。こちらにつきましては、一般会計等それぞれの会計が負担します起債に伴います元利償還金、それから一般会計から特別会計あるいは組合へ繰り出し、あるいは負担をしております経費の中で、起債の償還に充てられた、いわゆる準元利償還金の額でございますが、これらの合計の額が標準財政規模に対してどれくらいなのかといったことを示す数値でございます。こちらにつきましては、記載してございますように13.3%という数値になっております。右側の参考となります早期健全化基準でございますが25という数値になっておりまして、こちらの数値が垂井町の判断すべき基準となっております。まだそちらの方の数値までは至っておりません。そういったことから、垂井町の場合は健全な財政運営が保たれているといったことが言えるかなということでございます。

ちなみに、この13.3%でございますが、昨年度につきましては13.1%でございます。0.2%上昇したわけでございますが、こちらにつきましては公債費の償還でございます。この21年、22年、23年度に関して、現在のところピークを迎えつつあるわけでございます。そういったことから、19年から20年、21年度につきましては、右肩上がりで上がってきておるわけでございますが、今申し上げましたように、今ピークというところでございますので、この後につきましては減少に転じるというふうな予想をしておるところでございます。

続きまして、将来負担比率でございます。

対象となる会計でございますが、こちらにつきましては今まで申し上げました会計のほか、垂井町の土地開発公社の会計も対象になってくるわけでございます。こちらは、それぞれ会計が将来にわたって負担すべき実質的な負債が標準財政規模に対してどのくらいあるかといった比率をあらわすものでございます。こちらにつきましては、ごらんのように36%という数値になっておりまして、参考といたします早期健全化基準350と比較しますと、こちらにつきましてもまだ健全化が保たれているというふうに判断しておるところでございますが、ちなみにこちらの数値、平成21年度のものと比較いたしますと、平成21年度につきましては56%ございました。20%の減となっております。こちらにつきましては、地方債の発行

の抑制と、それから償還によります現在高の減少によるものが大きな要因というふうに分析をしておるところでございます。

続きまして、資金不足比率でございます。

こちらにつきましては、ごらんのように水道事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の四つがそれぞれ対象となっておりますのでございます。一般会計等におけます赤字に相当するものといたしまして、各会計ごとの事業に対する資金の不足がいかほどかということでございますが、事業の規模に対しまして指標であらわすものでございますが、いずれの会計も黒字でございまして、資金不足が生じていないといったことから指標としてあらわすことができないため、バー表示とさせていただいております。

以上、垂井町の健全化判断比率、資金不足比率について説明を申し上げましたが、早期健全化基準及び経営健全化基準と比較をしても、いずれも基準をそれぞれ下回っておるわけでございます。現在のところ垂井町の財政経営の健全性は保たれているというふうに判断をしているところでございます。よろしく御理解をいただきたいと存じます。以上、補足説明とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 補足書類もつけていただきまして非常にわかりやすく説明していただきましたので、異議があるわけではございません。質問としても、一つ一つ調べれば何でもないことかと思うんですが、念のためすべての会計に網羅されている将来負担比率の計算式等はもちろん書いてあります。AからHまでの合計額等書いてあるわけですけれども、具体的数字を御提示いただきたいと思えます。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 6番議員の将来負担比率の計算式に基づきます具体的な数字をお示ししていただきたいということでございます。

将来負担比率の算式に基づきまして、それぞれ数値を申し上げますが、まず将来の負担額でございます。分子の方になるわけでございますが、こちらにつきましては将来負担額129億9,885万円になります。次に括弧の中でございますが、充当可能基金額でございます。こちらにつきましては28億5,980万4,000円でございます。続きまして、特定財源見込み額でございます。こちらにつきましては、6,717万6,000円でございます。それから地方債現在高でございますが、こちらにつきましては81億7,775万2,000円でございます。

それから分母でございますが、標準財政規模でございます。こちらにつきましては、本日お

配りしてございます決算資料にも表示してございますが、標準財政規模といたしましては60億3,320万2,000円でございます。それから元利償還金、準元利償還金に係ります基準財政需要額の算入額でございますが、こちらは7億7,387万7,000円でございます。

そうしたことから計算をしてみますと、分母につきましては52億5,932万5,000円でございます。分子につきましては18億9,411万8,000円でございます、36%となるものでございますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

### 日程第3 議第38号 平成22年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

議長（広瀬文典君） 日程第3、議第38号 平成22年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第38号 平成22年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について提案理由を御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度垂井町一般会計及び特別会計歳入歳出決算を、監査委員の審査意見をつけて議会の認定に付するものであります。

十分に御審議の上、認定賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 7ページの審査意見について参考にお尋ねするわけですけど、財政力指数につきましては、単年度で0.67ということで0.7を割っているわけですが、県下の町村における平均財政力指数というのはどのくらいと把握しておられるかを、まず第1点お尋ねしたいというふうに……。

議長（広瀬文典君） 6番、質問者の方にちょっと申し上げます。

審査意見に対しては質疑は避けていただきたいというふうに思います。

6番（富田栄次君） 審査意見ではなくて内容についてですが、県下町村の平均財政力指数は

どの程度かということ、0.6程度じゃないかと思うんですが、それを把握しておられたら御提示いただきたいんですが。

それと、不用額についてですけれども、実質収支比率で20年、21年、22年と現実的に3年間ふえているわけですが、これについて審査意見として減額補正等をすればというようなことも書いてあるわけですが、これについてどうして毎年このように3ヵ年ふえてきたかということですね。

それともう一つは、44ページの有価証券、株券8銘柄とありますが、額面総額1,197万1,000円ということですが、この8銘柄の具体的内容と保有されている理由といたしますか、意義というものをお尋ねしたいと思います。

あとは、それとこの中でどこかに、斎場の使用料……。

議長（広瀬文典君） 富田議員、決算審査特別委員会を開催するという段取りになっておりますので、総体的な範囲の中での御質問をお願いしたいと思います。

6番（富田栄次君） わかりました。じゃあ、もうあまり細かいことはやめます。

先ほどの不用額の点についてお尋ねします。以上、終わります。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） それでは、6番議員の御質問でございます。

まず1点目、7ページでございますが、財政力指数の県下の平均でございますが、はっきり申し上げまして、この平均については出しておりません。といいますのは、この財政力指数といいますのはそれぞれ各市町村の財政規模によって違ふと。よしんば県下の数値を出したところで、いかなる評価をするかということでございますけれども、そういった観点もございまして、県下の数字については平均値は出しておりません。ただ単に、これは県下の数字を並べて県下の市町村数で割れば出てくるものでございますけれども、そういったことで現在は出しておりません。

それから、実質収支比率でございます。20年度から22年度までそれぞれ上昇してきているということでございますが、こちらにつきましてはいろいろな要因がございます。国からの負担金、特に子ども手当等の負担金の増額等もございますし、それから基金にいつの時点で積むかということもございますが、やはり3月の時点である程度の基金を積む結果によりまして、実質収支比率については下がるものというふうにご想定されるわけでございますが、ただ、3月の時点ではまだいかにどの収支があるかということはしっかりとした数値がつかめません。そういったことから、この基金の積み立てにつきましては、地財法によりまして年度の計画を2年後までに積むという規定になっておりますので、そこらあたりにつきましては財政上のいろいろな問題もございますが、いろいろと検討した中で、しかるべき時期にまた基金として積んでまいりたいと考えております。よろしく御理解をさせていただきたいと存じます。

それから、先ほどの44ページの有価証券の株券銘柄でございます。こちらにつきましては、



きょうお配りしております決算資料に掲載をしておりますので、ごらんいただきたいと存じます。以上でございます。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第38号 平成22年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定については、10人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することといたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は10人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会には、地方自治法第98条第1項の権限を委任することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会には、地方自治法第98条第1項の権限を委任することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第1項の規定により、江上聖司君、中村ひとみ君、安田功君、角田寛君、藤埴理君、富田栄次君、吉野誠君、木村千秋君、小林敏美君、衣斐弘修君、以上の10人を指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました10人の諸君を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前9時31分 休憩

午前9時32分 再開

議長（広瀬文典君） 再開いたします。

休憩中に決算審査特別委員会が開かれ、委員長に木村千秋君、副委員長に吉野誠君が互選されましたので御報告いたしておきます。

日程第4 議第39号 垂井町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について

- 議第40号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について
- 議第41号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正について
- 議第42号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 議第43号 垂井町町営住宅条例の一部改正について
- 議第44号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について
- 議第45号 平成23年度垂井町一般会計補正予算（第2号）
- 議第46号 平成23年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（広瀬文典君） 日程第4、議第39号 垂井町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定についてから議第46号 平成23年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第39号から議第46号まで一括して提案理由を御説明申し上げます。

議第39号 垂井町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定につきましては、一般廃棄物処理施設の拡張事業に係ります生活環境影響調査について縦覧手続及び利害関係者からの意見書の提出方法についての規定を定めるものであります。

議第40号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正につきましては、スポーツ基本法の制定に伴い、「体育指導委員」の名称を「スポーツ推進委員」に改めるものであります。

議第41号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正につきましては、寄附金税制の拡充、租税罰則の見直し及び税負担軽減措置等の見直しによる地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第42号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につきましては、災害弔慰金の対象となる遺族の範囲を拡充する災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第43号 垂井町町営住宅条例の一部改正につきましては、公営住宅法第44条第3項の規定により、老朽化した町営住宅の用途を廃止することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議第44号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議につきましては、事務所の所在地を特定すること及び組合議会の組織について、組合議員のうち、組合市町村の町村の長を代表する者の選任方法を改めるための所要の改正を行うものであります。

議第45号 平成23年度垂井町一般会計補正予算（第2号）につきましては、今回の補正は、

1億6,128万円を追加し、予算総額は84億5,143万1,000円とするものであります。

補正いたしますものは、主なものといたしまして、総務費では庁舎望楼撤去工事、庁舎屋上防水工事等の工事請負費、磁気ファイル媒体保管庫購入のための備品購入費、新しい公共の場づくりのためのモデル事業に採択されたことに伴う補助金と、防災行政無線の電波伝搬調査にかかわる委託料等の増額措置をいたしました。

また、さきに執行いたしました町長選挙等の選挙経費の精算に伴う減額措置をいたしました。

民生費では、地域支え合い体制づくり事業に係ります備品購入費、老人福祉センターの修繕、表佐小学校留守家庭児童教室の移設に伴う工事費と備品購入に係る経費の増額措置をいたしました。

衛生費では、斎場の床清掃委託料及びガラス飛散防止に係ります工事請負費の増額措置をいたしました。

農林水産業費では、ツキノワグマ錯誤捕獲防止用おり購入事業、緊急雇用創出事業による財源更正措置と、垂井揚水機場事業計画の額の確定による減額措置をいたしました。

商工費では、温泉設備点検業務委託料の増額措置をいたしました。

土木費では、道路整備事業等に係る工事請負費、公有財産購入費、備品購入費、建築物等耐震化促進事業に係ります補助金の増額措置をいたしました。

消防費では、東日本大震災に係る消防団員等公務災害補償に係る掛金の額が引き上げられたことに伴う負担金の増額措置をいたしました。

教育費では、小・中学校、幼稚園の維持補修のため修繕料、工事請負費の増額措置をいたしました。また、文化財の保護管理業務委託料の増額措置もいたしました。財源につきましては、国県支出金、諸収入、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

最後に、議第46号 平成23年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回の補正は1,411万9,000円を追加し、予算総額を27億5,711万9,000円とするものであります。

補正いたしますものは諸支出金で、過年度分の精算に伴う返還金の増額をいたしました。財源につきましては、前年度繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 住民課長 桐山浩治君。

〔住民課長 桐山浩治君登壇〕

住民課長（桐山浩治君） それでは、住民課の所管に係ります議第39号 垂井町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定につきまして補足説明をさせていただきます。

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づきまして、一般廃棄物処理施設の設置や変更に係る届け出に際し、町長が実施した生活環境影響調査結果等の縦覧手続及び

生活環境の保全上の見地からの意見書の提出方法を定めるものでございます。今回、垂井町葉生理め立て処分場の拡張に伴いまして実施しております生活環境影響調査の結果等を縦覧に供するため、条例の制定をお願いするものでございます。

それでは、条例の中身に入らせていただきます。

第1条は目的でございますが、この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届け出及び同条第8項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届け出に際し、町長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類の縦覧手続、並びに生活環境の保全上の見地からの意見書の提出方法を定めることにより、設置または変更に関し利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与することを目的としております。

第2条では、対象となる施設の種類でございますが、報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち、焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場とするものでございます。

第3条では、縦覧の告示について規定しておりますが、町長は、法第9条の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所、期間のほか、次に掲げる事項を告示するものとするということで、施設の名称、施設の設置の場所、施設の種類、施設において処理する一般廃棄物の種類、施設の能力、施設が最終処分場である場合にあっては、埋め立て処分の用に供される場所の面積及び埋め立て容量、実施した生活環境影響調査の項目を告示することとしております。

第4条では、縦覧の場所及び期間ということで、場所としましては、垂井町役場及び生活環境影響調査を実施した周辺地域内で町長が指定する場所のほか、町長が必要と認める場所としております。また縦覧の期間は、告示の日から1ヵ月間とするものでございます。

次に、第5条と第6条は意見書についての規定でございますが、第5条では意見書の提出先等の告示について規定しております。町長は、法第9条の3第2項の規定により、施設の設置または変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先、提出期限、その他必要な事項を告示することとしております。

第6条は、意見書の提出先及び提出期限でございますが、提出先は垂井町役場のほか、町長が必要と認める場所としております。また、提出期限は、第4条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日とするものでございます。

第7条では、環境影響評価との関係でございますが、施設の設置または変更に関し、環境影響評価法、または岐阜県環境影響評価条例に基づく環境影響評価に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第3条から前条までの規定による手続を経たものとみなすものでございます。

第8条は、他の市町村との協議についてでございますが、施設を他の市町村の区域に設置す

るとき、または施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき、施設の設置または変更により生活環境に影響を及ぼす周辺地域に垂井町の区域に属しない地域が含まれているときは、当該区域を管轄する市町村の長に報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議する旨を規定しております。

第9条は委任でございますが、この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は規則で定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成23年10月1日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。  
議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） それでは私の方からは、議第40号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について、並びに議第44号 岐阜縣市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について補足説明をさせていただきます。

最初に、垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。議案の方をお目通しいただきたいと存じます。

こちらにつきましては、町長の提案説明にもございました、昭和36年に制定をされておりますスポーツ振興法でございますが、このたび全部改正がなされまして、スポーツ基本法という名称で新たな法律が制定されたわけでございます。この機会に「体育指導委員」という従来からの名称を「スポーツ推進委員」に改められたところでございまして、そういったことから今回条例を改正するわけでございます。

第1条第25号でございますが、こちらにつきましては「体育指導委員」という名称を「スポーツ推進委員」に、また別表第22号中でございますが、こちらも「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例につきましては、公布の日から施行させていただくものでございます。

次に、岐阜縣市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について補足説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、第4条中でございます。現在のところ、新旧対照表を見ていただきますと御理解いただけると思いますが、「岐阜市」という名称でこの組合の事務所の位置を特定する形になっていないということから、このたび、「岐阜市」の後に「藪田南5丁目14番53号」を加えるものでございます。

続きまして第5条でございますが、こちらは組合議会議員の選出でございまして、第3条では町村長の選出方法を規定しているところでございまして、当組合の副組合長につきましては慣例で岐阜県町村会長の職にある者になることになっておりましたが、このたび県町村会の役員を選出方法が、今年度からでございますが、各郡町村会長からの選出から全町村長の中より

選出するといったことに改められました。これを踏まえまして、当組合議員の選出につきまして、郡町村会長以外の町村長でも就任ができるように改正がなされたところでございます。

附則といたしましては、この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行するというところでございますが、構成市町村の協議が整いました後に、地方自治法第286条第1項の規定によりまして、県知事の許可が必要になってくるものでございますので、その許可のあった日から施行するものでございます。

次に2項でございますが、こちらにつきましては、今現在の職にある議員につきましても、この改正後の規約第5条第3号の規定により充てられた組合議員とみなす旨の規定でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 税務課長 高木一幸君。

〔税務課長 高木一幸君登壇〕

税務課長（高木一幸君） 私の方からは税務課所管に係ります議第41号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。

まず国におきましては、2月に閣議決定され、第177回国会へ提出されました平成23年度の税制改正法案は、東日本大震災の発生により審議がとまり、被災された方々への緊急の対応を優先し、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律が4月に施行されました。また、現行の地方税法をそのまま適用することは、被災納税者等の実態等に照らして適当でないと考えられるものにつきまして緊急の措置が講じられ、そのことに伴い垂井町税賦課徴収条例の一部改正を4月に専決処分させていただき、5月の臨時会にて御承認をいただいたところでございます。

その後国会では、社会保障と税の一体改革や震災後の復興対策等が審議される中で、当初の会期末を迎えたところで、地方税法等の一部を改正する法律案のうち、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が別法案として去る6月30日に公布され、原則として同日から施行されましたので、垂井町税賦課徴収条例につきまして所要の改正を行うものでございます。今回の主な改正点といたしましては、寄附金税額控除の拡充、罰則規則及び課税特例の見直しについてでございます。

それでは、改正条例の説明に入らせていただきます。議案、並びに新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

今回改正する条例につきましては、第1条から第3条までと改正附則から構成されております。税条例の改正部分につきましては、第1条が本則の改正、本則附則の改正となります。税条例等の「等」の改正部分につきましては、第2条、垂井町税賦課徴収条例（平成20年第18号）と、第3条、垂井町税賦課徴収条例（平成22年第9号）で当時改正された条例の附則の改正でございます。

初めに、第1条については、垂井町税賦課徴収条例（昭和32年垂井町条例第8号）について改正するものでございます。

第26条は、町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料の規定でございます。正当な理由がなく申告しなかった場合に、その者に科される過料を「3万円以下」から「10万円以下」に改正するものでございます。

次に、第34条の7は寄附金税額控除を定めたものでございます。個人の町民税に係る寄附金税額控除の適用対象に特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として町の条例で定めるものが追加をされました。なお、これまでは、第12号で租税特別措置法に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金が対象でしたが、改正後は、第1号のことで租税特別措置法に規定する特定非営利活動に関する寄附金を対象としております。また、次の第2号では、特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人に対する当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金を対象としております。

次のページに移りまして、第2項では、特例控除額の金額の算出方法の規定でございますが、これまでは垂井町税賦課徴収条例で詳細に規定してございましたが、地方税法第314条の7第2項に定めるところとしております。なお、地方税法の改正により、寄附金税額控除の適用下限額は5,000円から2,000円に引き下げられております。

次に、第36条の2、町民税の申告の規定でございますが、第34条の7の改正による寄附金の控除を受けようとする者を追加しております。また、第5項の次に第6項を追加し、町民税の納税義務者のうち、町内に住所を有する個人は寄附金に係る控除を受けようとする場合、3月15日までに地方税法施行規則に定める様式による申告書を町長へ提出しなければならない規定を定めております。

なお、第6項を追加したことにより、第6項から第8項につきましては、それぞれ項を繰り下げております。

次に第36条の3は、地方税法施行規則の改正により条文の整理を行うものでございます。

次、第36条の4は、町民税に係る不申告に関する過料の規定でございます。正当な理由がなく申告をしなかった場合において、過料を「3万円以下」から「10万円以下」に引き上げるものでございます。

第53条の10は、退職所得申告書の不提出に関する過料を「3万円以下」を「10万円以下」に引き上げるものでございます。

第61条は、固定資産税の課税標準を定めたもので、地方税法の改正に伴い条文の整理を行うものでございます。

第65条は固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料、第75条は固定資産に係る不申告に関する過料、第88条は軽自動車税に係る不申告等に関する過料を規定したものでございますが、いずれも過料を「3万円以下」から「10万円以下」に引き上げるものでございます。

次に、たばこ税に係る不申告に関する過料、並びに次の鉱産税に係る不申告に関する過料につきましては、それぞれ第95条の7、第100条の2で新たに規定を設けるものでございまして、正当な事由がなく申告書を提出期限までに提出しなかった場合、10万円以下の過料を科するものでございます。

なお、それぞれ第2項で、過料の額は町長が定めるとしております。また、第3項で過料を徴収する場合の納期限はその発付の日から10日以内と定めております。

次に、第102条では鉱産税の納税管理人に係る不申告に関する過料を、第133条では特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料を定めており、いずれも過料を「3万円以下」から「10万円以下」に引き上げるものでございます。

次に、特別土地保有税に係る不申告に関する過料につきましては、第139条の2で新たに規定を設けるものでございまして、正当な事由がなく申告書を提出期限までに提出しなかった場合の過料を10万円以下にしております。なお、第2項で過料の額は町長が定める。また、第3項で納期限はその発付の日から10日以内と定めております。

次に特別土地保有税の減免の規定は、第139条の2を追加したことにより、第139条の3に繰り下げております。

次に附則関係に入ります。

附則第6条の7は、寄附金税額控除における特例控除額の特例でございしますが、地方税法の改正による条文の整理を行っておるところでございます。

附則第7条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例を定めております。地方税法の改正により、免税対象飼育牛の売却頭数が年間1,500頭を超える場合には、その超える部分の所得について免税対象から除外する見直しを行っております。また、特例の適用期限を「平成24年度」から「平成27年度」まで延長をしております。

次に第9条の2では、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定でございしますが、地方税法附則第15条の8第4項の改正に伴い、高齢者向け有料賃貸住宅に対する固定資産税減額の新規期限の規定適用が2年間延長され、平成25年3月31日までとする改正を行うものでございます。

次に第15条の3は、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例で、規定の適用がある場合の定めでございしますが、附則第6条の7の改正による条文の整理でございします。

また第15条の4、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例、第16条、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、第17条、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、第18条、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例、第18条の7、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例、第18条の10、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例につきましても、前条と同様に条文の整理を行ったところでございます。

次に別表につきましては、条例第34条の7第1項の改正による表の整理をしたものでござい



ます。

次に第2条につきましては、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成20年垂井町条例第18号）の一部改正をするものでございます。

附則第2条第6項は、条例第34条の7の改正による条文の整理でございます。

附則第2条第10項、同条第17項及び第22項は、上場株式等の配当割及び譲渡所得等に係る軽減税率の適用期限を2年間延長し、平成25年12月31日までとするものでございます。

第3条につきましては、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成22年垂井町条例第9条）の一部を改正するものでございます。

附則第1条、附則第2条は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例期限について、平成25年度から平成27年度へ2年間延長するものでございます。

第1条で施行期日を定め、第2条で経過措置について規定をするものでございます。

改正附則第1条といたしまして、この条例は、原則公布の日から施行するものというところでございます。ただし、同条第1号から第4号までに掲げる規定につきましては、それぞれの項目について施行期日を定めております。

また、改正附則第2条から5条までは、町民税、固定資産税、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正、それから罰則に関する経過措置を規定しております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（広瀬文典君） 健康福祉課長 中村繁範君。

〔健康福祉課長 中村繁範君登壇〕

健康福祉課長（中村繁範君） ただいま上程されております議第42号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が、去る7月29日に公布、施行されたことに伴い、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正条例の説明に入らせていただきます。あわせて新旧対照表27ページをごらんいただきたいと存じます。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第4条は、災害弔慰金を支給する遺族について定めた規定でございます。第4条第1項第1号中、「維持していた遺族」の次に「（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項に次の1号として、第3号を加えるものでございます。

第3号につきましては、死亡者に係る配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれもが存しない場合に限り、死亡した者の死亡した当時その者と同居し、または生計を同じくしていた兄弟姉妹に対して、災害弔慰金を支給する旨を加えさせていただくものでございます。

以上のように、この規定は東日本大震災の災害の甚大さ等にかんがみ、災害弔慰金の支給対

象となる遺族の範囲が拡大された規定でございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について、適用をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上、議第42号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 建設課長 小川孝夫君。

〔建設課長 小川孝夫君登壇〕

建設課長（小川孝夫君） ただいま上程されております建設課所管に係ります議第43号 垂井町町営住宅条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。新旧対照表は27、28ページでございますけれども、ごらんいただきたいと思います。

本条例は、公営住宅法に基づき、町が整備する町営住宅の設置及び管理に関して定めたものでありますが、今回の改正につきましては、町営住宅の管理戸数の変更でございます。本年度当初予算でお認めいただきました駒引町営住宅の空き家を取り壊しまして管理戸数を5戸減少いたします。

この駒引町営住宅は、昭和43年と44年に建築されたもので、木造一戸建て2DKでございます。当初40戸を建設いたしまして、平成14年度に5戸、平成18年度に5戸取り壊し、現在30戸の管理となっております。公営住宅の用途廃止につきましては、公営住宅法第44条第3項において耐用年数を勘案して、国土交通大臣の定める期間を経過した場合にできるものとなっております。その期間につきましては、平成8年8月30日付建設省告示により、木造住宅は30年と定められているところでございます。今回は昭和43年建築で43年経過しているものでございます。

改正内容でございますが、第3条、ここは設置の規定でありますけれども、第1項の表中、駒引町営住宅の戸数「30戸」を「25戸」に改めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日につきましては、この条例は平成23年10月1日から施行する旨の規定であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（広瀬文典君） 暫時休憩いたします。再開は10時25分といたします。

午前10時07分 休憩

午前10時25分 再開

議長（広瀬文典君） 再開いたします。

総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） それでは、私の方から議第45号 平成23年度垂井町一般会計補正予算（第2号）についての補足説明をさせていただきます。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,128万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億5,143万1,000円とするものでございます。歳入歳出

予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、1ページ「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。お目通しをいただきたいと存じます。

それでは、細部にわたってはそれぞれ事項別明細書で説明をさせていただきます。8ページ、歳出から御説明をさせていただきます。

款2総務費、項1総務管理費でございます。目5財産管理費、節13の委託料でございます。節15の工事請負費とも関連がございますが、こちらは庁舎の望楼の撤去工事のための設計の業務委託を行うものでございまして、新たに132万円の補正予算をお願いするものでございます。続きまして、節15工事請負費でございますが、旧合原小学校プールの解体・改修工事につきましては新年度予算でお認めをいただいておりますところでございますが、実際に設計を行ったり、現場を再度確認いたしましたところ、工事の増加といえますが、内容を充実させていただきまして工事をしなければならないといった事案が発生いたしました。そういったことから今回220万円の追加の予算をお願いするところでございます。次に、庁舎の望楼の撤去工事でございます。こちらにつきましては、災害のための防御ということで、垂井町の庁舎の名物でもございましたが、こちらはやはり震災等を踏まえまして、撤去をしまいたいということでございます。こちらにつきましては、3,450万円の予算をお願いするところでございます。それから庁舎の屋上でございます。議場の防水工事、こちらにつきましては250万円の予算をお願いするところございまして、合計で3,920万円の工事請負費の補正予算でございます。

続きまして、目6企画費でございます。節19の負担金、補助及び交付金でございます。404万円の追加の補正をお願いするわけでございますが、こちらにつきましては、西濃地域の行政、企業、並びにNPOが会議体を構築いたしまして、東日本大震災の受け入れに際しまして、生活支援あるいは就労支援に係ります活動が県のモデル事業に採択をされました。垂井町内のNPO法人がこの会議体の代表となっていることから、後ほど歳入でも説明いたしますが、このモデル事業に係る県からの補助金を受け入れまして、垂井町がこのNPOに交付をするものでございます。

続きまして、目7電算管理費、節18の備品購入費でございます。こちらにつきましては、垂井町は自己電算で処理をしておりますが、このバックアップデータにつきまして、本庁だけではなくて庁舎の外でも管理をしていくということで、町内にございます施設に別個管理する体制を設けまして、それに伴います耐火金庫、あるいは移送用の保管用のケースを購入するものでございます。

次に、目12防災行政無線設置費でございます。旅費につきましては、7,000円の新たな増額補正をお願いするわけでございますが、後ほど御説明いたしますが、無線技士の養成講習会のための旅費でございます。職員旅費といたしまして3人分7,000円をお願いするものでございます。

次に、節13の委託料でございますが、こちらにつきましては336万円の追加をお願いするも

のですが、現在、防災行政無線の老朽化によりまして、昨年度からこの防災行政無線の改変に係ります基本構想等の計画等を策定しておりますわけですが、このたび防災行政無線、同報系でございますが、電波の伝搬実験でございます。どれぐらいの電波でもって飛ぶのかといった伝搬実験を行うといったことが必要になってまいりまして、その調査のための委託料でございます。336万円をお願いするものでございます。続きまして、節19の負担金、補助及び交付金でございます。こちらは先ほど旅費の中でも説明をさせていただきましたが、防災行政無線を取り扱うには、3級の無線技士養成の講習会を受けた者の設置義務がなされておるところでございます。そちらの講習の負担金でございますけれども、3人分でございます8万円をお願いするところでございます。

次に、款2総務費、項2徴税費、目1税務総務費でございます。こちらにつきましては、節4共済費でございます。節7の賃金の中で、臨時職員の賃金を見ております。住民税課税データの電子ファイリング事業に伴います給与支払い報告書の入力、並びに読み込みのための臨時職員の採用にかかります労働保険料、それから節7の賃金につきましては、この臨時職員を雇い入れるための賃金でございます。40万9,000円を新たに追加するものでございます。

続きまして、款2総務費、項4選挙費でございます。この選挙費につきましては、今年度選挙が行われた結果に基づきまして、精算によりそれぞれ予算減額するものでございまして、既に事業が完了しております。そういったことから、目の説明にかえさせていただきますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

町長選挙費でございますが、こちらにつきましては御存じのように無投票でございました。しかしながら、その選挙に係る準備につきまして、選挙管理委員の報酬、あるいは選挙事務用品、投票所入場券の印刷、それからポスター掲示場等につきましては執行いたしてございまして、そういったことから補正額といたしまして、687万3,000円の減額を行うものでございます。

続きまして11ページでございますが、同じく項4選挙費、目8の町議会議員選挙費でございます。こちらにつきましては投票を行ってございまして、そういったことから選挙経費につきましては、選挙管理委員会の委員の報酬、投開票事務従事者の手当、選挙公報配布報償、事務用品、期日前投票及び選挙当日の選挙従事者の食糧費、入場券等選挙運動用等のはがきの通信運搬費、それからポスター掲示場等の設置・撤去委託料に主に支出をさせていただきました。そういったことから予算額といたしましては836万円とするものでございまして、補正額といたしまして170万9,000円の減額措置を行うものでございます。

続きまして12ページでございます。

同じく選挙費、目10の農業委員選挙費でございます。こちらにつきましても、無投票でございました。しかしながら、その選挙に向けての準備のための選挙管理委員会の委員の報酬、あるいは事務費がございました。そういったことから10万4,000円の支出をさせていただきます。補正額といたしまして393万7,000円の減額の補正を行うものでございます。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございます。こちらは節4共済

費でございますが、労働保険料でございます。後に説明いたしますが、臨時職員の雇用に伴います労働保険料の掛金でございます。

節7賃金でございます。こちらにつきましては臨時職員の賃金でございますが、障がいを持っておられる子供さん方の預かり支援事業でございますが、こちらの支援員の緊急雇用という形で雇う者についての賃金でございます。49万1,000円の新たな増額補正をお願いするところでございます。

次に、目6老人福祉施設費、節11需用費でございます。修繕料でございますが、このたび浴場のろ過装置、それから消防設備点検に伴います消防設備の修繕でございます。既決額185万円に対しまして、新たに25万円の補正予算をお願いするものでございます。

次に、目11障害者福祉費でございます。節18備品購入費でございますが、こちらにつきましては先ほど賃金のところでも御説明をいたしましたが、障がいを持っておられる子供さんたちの預かり支援事業がこのたび県の地域支え合い体制づくり事業に採択をされたといった経緯もでございますが、そういった事業を展開するための事務用備品でございます。書庫あるいはキャビネット、こちらの備品を購入するためのものでございまして、167万円を新たに増額補正するものでございます。

次に、款3民生費、項2児童福祉費、目7留守家庭児童教室費でございます。節15工事請負費でございますが、表佐小体育館のミーティングルーム改修工事ほかという説明でございます。これにつきましては、小学校の少人数によります学級編制に伴いまして、表佐小学校の留守家庭児童教室を移設する必要が生じてまいりました。そういったことから表佐小学校体育館のミーティングルームに留守家庭児童教室を移設するために工事を行うものでございます。次に、節18備品購入費でございますが、こちらは同じく表佐小学校留守家庭児童教室の備品でございます。ランドセルの収納棚等の備品購入でございまして、58万円を新たに増額するものでございます。

続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費でございます。こちらにつきましても、後ほど御説明いたしますが、臨時職員の雇い入れに伴います労働保険料6,000円でございます。共済費として追加補正をお願いするものでございます。

目5環境衛生費でございます。節7賃金、こちらにつきましては臨時職員を雇い入れるための賃金38万4,000円を新たに増額補正をするものでございますが、こちらにつきましては下水道処理を除きます汚水処理を一括管理する汚水処理システムを構築するための既存の個別データを入力するための臨時職員の雇い入れに係るものでございます。38万4,000円を増額するものでございます。続きまして、節13委託料でございます。斎場、告別式場あるいは待合ホール、こちらのタイルカーペットの清掃の委託料を新たに増額補正するものでございます。続きまして、節15工事請負費でございますが、こちらもちょうど、告別式場並びに待合ホールのガラスでございます。こちらにつきましても、冷房効率を高める目的もございまして、安全性確保のために飛散防止のフィルムを張るということもございまして、175万7,000円を増額をお願いするもの

でございます。

続きまして、款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 の農業振興費でございます。こちらにつきましては、財源更正を行うわけでございますが、また後ほど歳入でも御説明をさせていただきますが、ツキノワグマの錯誤捕獲防止用のおり購入に係ります補助金を県から受け入れることになりました。その関係によります財源更正でございます。

続きまして、目 7 農地費でございます。節13の委託料でございますが、こちらにつきましては西濃用水に係ります垂井町の揚水機場事業計画策定業務委託料でございます。こちらにつきましては事業の確定、並びに県からの補助金を確保することができました。そういった財源更正も含めまして42万円の減額をするものでございます。

次に、同じく款 6 農林水産業費、項 2 林業費でございます。目 2 の林業振興費でございますが、こちらにつきましても県の補助金が確保できたことによります財源更正でございます。こちらにつきましては、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の補助金の受け入れによる財源更正でございます。

続きまして、款 7 商工費、項 1 商工費、目 3 観光費、節13の委託料でございますが、こちらにつきましては温泉スタンドの点検を行うための委託料でございます。12万円の新たな追加補正をお願いするものでございます。

次に、款 8 土木費、項 2 道路橋りょう費、目 3 道路新設改良費でございます。こちらにつきましては、新たに道路の改良あるいは舗装、路側改良の工事を見ております。既決額 1 億 1,760万円に対しまして、4,540万円の増額の補正を行うものでございます。次に、節17の公有財産購入費でございます。道路改良に係ります用地の購入でございます。新たに500万円の増額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、同じく款 8 土木費、項 3 河川費、目 2 河川維持費でございます。節15工事請負費でございますが、こちらにつきましては河川整備工事費でございます。相川河川の空間整備事業、梅谷地内の梅谷川河川整備事業でございます。新たに2,400万円の増額をお願いするものでございます。次に、節18備品購入費でございます。こちらにつきましては多用途草刈り機でございます。傾斜地の草刈りを行うための四輪の草刈り機を購入して、作業員の安全を確保するといった目的もございしますが、草刈り機を購入させていただくと。21万8,000円の増額補正を新たにお願するものでございます。

次に、款 8 土木費、項 4 都市計画費、目 1 都市計画総務費でございます。節19の負担金、補助及び交付金でございますが、こちらにつきましては建築物等の耐震化促進事業費補助金でございます。いわゆる木造住宅の耐震化にかかわります補助金でございますが、1軒分といたしまして、新たに84万円、これは上限でございますが、追加をさせていただくものでございます。

続きまして、同じく款 8 土木費、項 5 住宅費、目 1 住宅管理費でございますが、こちらにつきましてはむつみ町営住宅の屋根の塗装工事を行うものでございます。経年劣化によりまして防水塗装を行うものでございます。新たに403万9,000円の増額の補正を行うものでございます。

続きまして、款9消防費、項1消防費、目1非常備消防費でございます。節19負担金、補助及び交付金でございます。こちらにつきましては、既決額638万9,000円でございますが、新たに679万5,000円の追加の補正を行うものでございますが、こちらにつきましては、東日本大震災によりまして多くの消防団員の方々が殉職されました。それに伴いまして、消防団員等の公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成23年8月10日に公布、施行されたことに伴いまして、本年度に限りまして消防団員等の公務災害補償に係る掛金の額が引き上げられることになったわけでございます。それによりまして、増額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費でございます。節11需用費でございます。修繕料で130万円の増額をお願いするものでございますが、こちらにつきましては合原小学校並びに東小学校の消防設備の修繕を行うものでございます。次に、節15の工事請負費でございます。こちらにつきましては、表佐小学校の体育館の外壁の修繕工事でございます。特に東面の外壁の破損、それから塗膜の劣化に伴います修繕でございます。それから次に、垂井小学校のプール、FRPでございますが、そちらの樹脂が経年劣化してきておりますのでそちらの修繕、あわせて更衣室の外壁の修繕を行うものでございます。合わせまして2,110万円の増額の補正を行うものでございます。

次に、同じく款10教育費、項3中学校費、目1学校管理費でございます。こちらにつきましては節15の工事請負費でございますが、不破中学校の電波障害設備の撤去工事を行うものでございます。不破中学校につきましては、校舎建設当時、北側の一部地域に校舎による電波障害がございまして、それを防ぐために共同アンテナを設置したわけでございます。そちらが、今回デジタル放送化によりまして調査結果によりまして、電波の障害がないということで、こちらの設備を撤去するものでございます。200万円の補正予算をお願いするところでございます。

次に、同じく款10教育費、項4幼稚園費、目1幼稚園費でございます。節11の需用費でございますが、修繕料でございます。こちらにつきましても、消防設備の修繕でございます。誘導灯の設置でございます。10万円の補正をお願いするところでございます。次に、節15工事請負費でございます。こちらにつきましては、表佐幼稚園間仕切り戸の設置でございます。管理上の問題といたしまして、小学校へ抜ける通路があるわけでございますが、そちらとの間に間仕切りの扉を設置していきたいと。園児の方で、どうも小学校の方に目を離れたときに行かれるという方もお見えになるそうでございますので、そういったことを防止するために設置するものでございます。続きまして、東幼稚園のサッシの改修工事でございます。東幼稚園につきましては、1階から2階に通じる階段部分でございますが、北面にガラスのブロックで壁を設けております。しかしながら、このガラスのブロックの数カ所にひびが入りまして、今後もふえるような傾向にございます。そういったことから非常に危険であるということで、こちらのガラスブロックを全面改修させていただきまして、アルミサッシにする工事でございます。次に、府中幼稚園の漏水でございます。漏水調査の結果によりまして、漏水が確認されました。それ

に伴います修繕工事を行うものでございます。工事請負費で135万円の増額補正を行うものでございます。

次に、同じく款10教育費、項5社会教育費、目4文化財保護費でございます。節13の委託料でございますが、垂井の大ケヤキの保護管理業務、保護しなければならない箇所の実、拡大によりまして、新たに23万3,000円をお願いするものでございます。また、喪山古墳の支障木等の伐採業務でございますが、周囲の道路の通行に支障を来すような状態となってまいりました。40万9,000円の補正をお願いするところでございます。合わせまして、委託料といたしまして64万2,000円の補正をお願いするところでございます。

続きまして、歳入に移らせていただきます。6ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入でございますが、款13国庫支出金、項2国庫補助金、目7土木費国庫補助金でございます。節3道路事業国庫補助金でございますが、こちらにつきましては先ほど歳出のところでも御説明いたしました、今回新たに道路河川の整備にかかわります事業でございます。こちらに関する国庫補助金でございます。社会資本整備総合交付金でございます。1,204万円の増額補正となるものでございます。

続きまして、款14県支出金、項2県補助金、目1の総務費県補助金でございます。節1総務費県補助金でございますが、こちらは先ほど歳出の中でも説明いたしました、徴税総務費におきます臨時職員の雇用に係ります県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の補助金を受け入れるものでございます。次に、新しい公共の場づくりのためのモデル事業費補助金でございます。先ほど、これも歳出の中で説明をいたしました、企画費におけますまちづくりモデル事業の県の採択に係ります補助金でございます404万円、合わせまして445万4,000円の増額補正となるところでございます。

続きまして、目2民生費県補助金でございます。節1社会福祉費県補助金、こちらにつきましても先ほど来説明しておりますが、障がいを持っておられる方々の預かり支援事業に係ります臨時職員の賃金に係ります補助金49万8,000円。それから、同じ事業でございますが、県に採択されたことによりまして県の補助金でございますが166万9,000円、合わせまして216万7,000円の補正予算をお願いするものでございます。

次に、節2の児童福祉費県補助金でございます。放課後児童クラブ設置促進事業費補助金でございます。いわゆる表佐小学校留守家庭児童教室の移設に伴います経費に係る県からの補助金を受け入れるものでございまして、新たに496万4,000円の増額補正を行うものでございます。

続きまして、目5農林水産業費県補助金でございます。節1農業費県補助金、県単独土地改良事業補助金でございます。こちらにつきましては、西濃用水の垂井揚水機場の事業計画策定業務に係ります補助金でございます。こちらにつきましても、新たに73万5,000円受け入れるものでございます。次に、ツキノワグマ錯誤捕獲防止用のおり購入補助金でございます。こちらにつきましても、新たに10万5,000円の補助金を新たに受け入れるものでございまして、合計いたしまして84万円の補助金でございます。続きまして、節2の林業費県補助金でございます。



こちらにつきましても緊急雇用創出事業の特例基金事業の補助金でございますが、こちらにつきましては、農林水産業費に係ります里山保全事業に係る臨時職員の雇い入れに係ります賃金に対する補助金でございます。

次に、目7土木費県補助金でございます。節1土木費県補助金でございます。木造住宅耐震化補強工事の補助金に係ります県の補助金でございます。新たに54万円の追加の補正予算を行うものでございます。

続きまして、款18繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金でございます。こちらにつきましては、収支の均衡と財源の確保を図るために繰越金で1億3,388万1,000円の増額補正を行うものでございます。

次に、款19諸収入、項5雑入、目6雑入、節4負担金でございます。こちらにつきましては、それぞれ臨時職員の雇用に係ります労働雇用保険につきます個人負担金6,000円を増額補正するものでございます。

以上、平成23年度垂井町一般会計補正予算（第2号）の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御理解いただきたいと存じます。

議長（広瀬文典君） 住民課長 桐山浩治君。

〔住民課長 桐山浩治君登壇〕

住民課長（桐山浩治君） それでは、議第46号 平成23年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,411万9,000円を追加させていただきます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億5,711万9,000円とするものでございます。

それでは、細部につきまして御説明をさせていただきますが、歳出6ページをごらん願います。

款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金及び還付加算金、節23償還金、利子及び割引料1,411万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、平成22年度分の額の確定に伴いまして精算を行うものでございます。1．過年度国県支出金返還金につきましては、出産育児一時金補助金の精算に伴う返還金3万9,000円でございます。2．過年度療養給付費交付金返還金につきましては、退職者医療療養給付費交付金の確定に伴います社会保険診療報酬支払基金への返還金1,408万円でございます。

続きまして歳入、5ページでございますが、款10項1目1節1繰越金1,411万9,000円でございますが、前年度の繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（広瀬文典君） お諮りします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第39号から議第46号までの各議案は精読のため審議を延期することに決定しました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午前11時02分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 広 瀬 文 典

会議録署名議員 丹 羽 豊 次

会議録署名議員 小 林 敏 美

